



ご家族が就職されたときなどは 「被扶養者（異動）届」のご提出を！

健康保険では、被保険者だけでなく、被扶養者に認められているご家族にもさまざまな給付を行っています。

しかし、被扶養者であるご家族が以下のようなケースにあてはまるような場合、被扶養者の資格がなくなります。被扶養者の資格に当てはまらなくなったら、「被扶養者異動（届）」に該当者の「保険証」を添えて、該当した日から5日以内に当健保組合に提出をお願いいたします。

ご就職、
おめでとうございます！



春は就職の季節！
とくに、
お子さんが就職された
被保険者の方は、
「異動届」をお忘れなく！



こんなときは被扶養者資格がなくなります

①被扶養者が就職し、就職先の健康保険の被保険者になった。

②被扶養者がパート先で被保険者になった。

パートやアルバイトをしていて下記の要件すべて満たす場合には、お勤め先の健康保険の被保険者となります。忘れずに「被扶養者（異動）届」のご提出をお願いいたします。

- (1) 週の所定労働時間が20時間以上
- (2) 雇用期間が1年以上見込まれる
- (3) 賃金月額が88,000円（年収106万円）※以上
※残業代、通勤手当などを含まない所定内賃金
- (4) 学生でない
- (5) 職場が以下のいずれかに該当
 - ①従業員が501人以上
 - ②従業員が500人以下で、社会保険の加入について労使合意を行っている

③被扶養者の年間収入が130万円※1以上見込まれることになった、または被保険者の収入の1/2以上になった。

※1 60歳以上または障害がある場合は180万円以上（老齢年金、障害年金、遺族年金を含む）。

④別居している被扶養者への仕送りをやめたときや仕送り額が被扶養者の収入を下回った。

⑤被扶養者が75歳※2になり、後期高齢者医療制度の被保険者になった。

※2 65～74歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様です。

⑥被扶養者となるために同居が条件となる親族※3が、被保険者と別居した。

※3 被保険者の配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外の親族（三親等内）は同居でなければ被扶養者として認定されません。

など

被扶養者でなくなった日から
保険証は使用できません！



被扶養者の資格がなくなると、当健保組合の保険証を使用することはできません。もし間違っても使ってしまった場合は、当健保組合が負担した医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。